

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年12月11日
【報告者の氏名又は名称】	オリックス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービル内
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービル内
【電話番号】	03(3435)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 内村 幸夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	オリックス株式会社 大阪本社 (大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、オリックス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社大京をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社大京

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(注1) 対象者は、普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)以外に第1種優先株式(1,000,000株)(以下「本優先株式」といいます。)を発行していますが、発行済みの本優先株式の全てを公開買付者が所有しているため(注2)、本優先株式については、本公開買付けにおいて買付け等の対象としておりません。なお、本優先株式には、株主総会における議決権はありませんが、本優先株式の取得と引換えに対象者普通株式を交付することを請求できる取得請求権(以下「本取得請求権」といいます。)が付されております。

(注2) 公開買付者は、その所有する本優先株式のうち50,000株を、公開買付者のグループ子会社であるORIX Asia Limitedへ譲渡する予定です。

(3)【公開買付期間】

2018年10月29日(月曜日)から2018年12月10日(月曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2018年12月11日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	21,124,111(株)	21,124,111(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	21,124,111	21,124,111
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	760,107
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	11,376
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2018年9月30日現在)(個)(g)	798,594
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	94.07

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」のうち、公開買付者が所有する本優先株式の全てにつき本取得請求権が行使された場合に公開買付者に交付される対象者普通株式の数(1,137,656株)(注5)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2018年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2018年11月7日に提出した第95期第2四半期報告書に記載された2018年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2018年10月26日に公表した「2019年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2018年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(84,354,273株)から、2018年10月22日現在において対象者が所有する自己株式数(4,686,077株)を控除した株式数(79,668,196株)に、本書提出日現在の発行済みの本優先株式1,000,000株に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを対象者普通株式に換算した株式数(1,137,656株)(注5)を加算した株式数(80,805,852株)に係る議決権の数(808,058個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 本取得請求権の対価として交付される対象者普通株式の数は、本優先株式の発行要項において、本優先株式を所有する株主が取得請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額(注6)を取得価額で除することで算出されると規定されております(交付される対象者普通株式の数に1株に満たない端株があるときは、これを切り捨てるものとします。)。対象者によれば、本書提出日現在における取得価額は3,516円であり、本書においては、当該取得価額を使用しています。

(注6) 発行済みの本優先株式の全部(1,000,000株)に係る発行価額の総額は40億円となります。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。